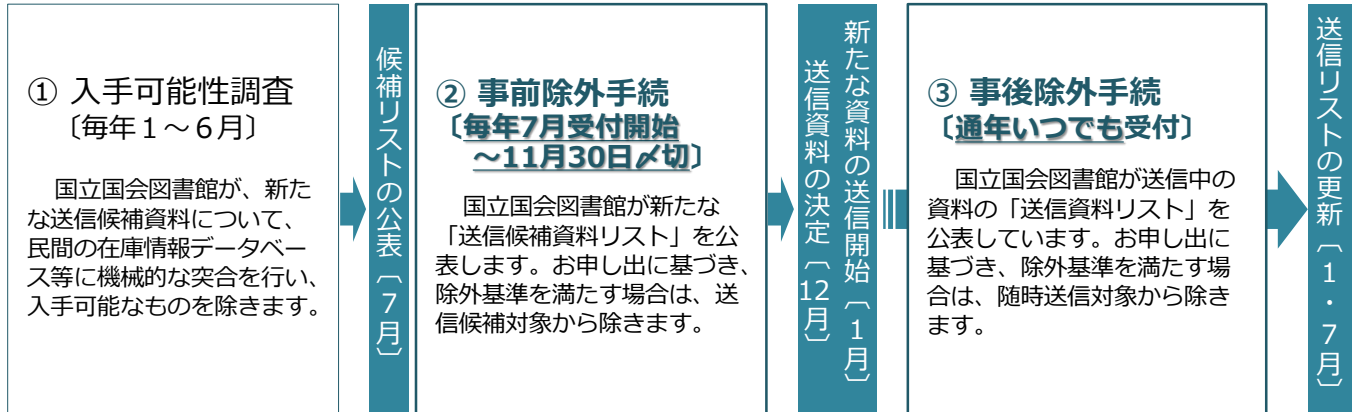


「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の除外手続を行うには？

「図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）」については裏面をご覧ください。

除外手続とは

図書館送信の対象資料は、流通在庫がなく商業的に電子配信されていない等、一般的に購入することが難しい絶版等資料に限られます。そのため、次の3段階で「除外手続」※1を行っています。



※1：著作権者・出版者団体、大学、図書館などの関係機関で構成される「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」で取りまとめた「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」に基づいて行っています。

除外基準

次の要件のいずれかを満たす場合に※2、図書館送信の対象から除外します。

	要件	申出者	当館による確認内容
1	当該資料又は同内容の著作物が市場（オンデマンド出版及び電子書籍市場を含む。）において流通している場合	誰でも可	公開情報により流通を確認（流通が未だの場合は、おおむね3か月を目安に流通予定であることを公開情報により確認）
2	当該資料又は同内容の著作物の著作権が著作権等管理事業者※3により管理されている場合	誰でも可	著作権等管理事業者における管理有無を確認
3	当該資料の著作者から送信利用の停止の要請があった場合	著作者（出版関連団体・出版社経由も可）	請求者適格のみ確認

※2：現在、漫画・絵本、商業出版雑誌については、送信を留保しています。該当する場合は、除外基準を満たさなくともお申し出により送信対象から除きます。

※3：著作権等管理事業法に基づき、文化庁長官の登録を受けて著作権等管理事業を行う者を指します。

除外申請をするには

「図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）に係る除外手続」のページ (<http://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/distribution.html>) に掲載されている「送信候補資料リスト」及び「送信資料リスト」をご確認ください。該当する資料があった場合は、リストの記入欄に必要事項をご記入のうえ、国立国会図書館にメールでご送付ください。

＊ ＊ 送付先・お問い合わせ先は裏面を参照ください ＊ ＊

図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）のご紹介

○サービスの概要

国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共図書館、大学図書館等の館内で利用できるサービスです。

このサービスは、著作権法第31条第3項の規定を適用して行っています。また、著作権者・出版者団体などの関係機関と協議して取りまとめた「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」に基づき、運用しています。

○利用できる資料

国立国会図書館のデジタル化資料のうち、著作権処理が済んだものはインターネット公開しています。図書館送信では、インターネットで公開されていない資料の中から、「絶版等の理由で入手困難な資料」約150万点（平成30年1月現在）を利用することができます。

○利用できる図書館

著作権法第31条第1項の適用を受ける公共・大学図書館等のうち、国立国会図書館に承認申請を行い、承認を受けた図書館で利用できます。

○利用方法

デジタル化資料を利用できるのは、各図書館の登録利用者です。

図書館の閲覧室の端末で、デジタル化資料の本文を画像で見ることができます。閲覧できる場所は施設内に限られます。利用者の持込み端末などへの接続もできません。

複写（画像の印刷）は、著作権法で認められている範囲内に限られます。利用者からの依頼を受け、各図書館の職員が確認のうえ行います。

※各図書館によってサービスが異なります。閲覧のみが可能な図書館と、閲覧と複写が可能な図書館があります。

	資料の概要	点数
図 書	昭和43年までに受け入れた図書、震災・災害関係資料の一部（昭和43年以降受け入れ分を含む。） ※漫画・絵本は送信を留保している。 ※昭和43年までに初巻を受け入れた全集や多巻物等、44年以降受入の図書を一部含む。	約56万点
雑 誌	明治期以降に刊行された雑誌（刊行後5年以上経過したもの） ※商業出版されているものは送信を留保している。	約80万点
古典籍	明治期以降の貴重書等や清代後期以降の漢籍等	約2万点
博士論文	平成3～12年度に送付を受けた論文	約12万点
脚本	日本脚本アーカイブス推進コンソーシアムから寄贈された昭和55年以前の放送脚本の一部	約3千点

「国立国会図書館デジタルコレクション」による公開範囲の確認方法

「国立国会図書館デジタルコレクション」(<http://dl.ndl.go.jp/>)では、インターネットで書誌情報を検索・確認できます。その「公開範囲」を確認すると、図書館送信対象資料かどうか分かります。



詳細は「図書館向けデジタル化資料送信サービス」のページ (http://www.ndl.go.jp/jp/use/digital_transmission/index.html) をご覧ください。

お問い合わせ窓口

● 制度の趣旨、デジタル化全般についてのお問い合わせ

電子情報部電子情報企画課電子情報企画係

電話：03-3506-5167（直通）

● 除外手続の方法、個別資料の取扱い等についてのお問い合わせ・除外申出ご送付先

関西館電子図書館課電子化資料提供係

電話：0774-98-1270（直通）

メールアドレス：jogai@ndl.go.jp